

議案第12号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年11月25日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(入居者の選考) 第7条 略 2及び3 略 4 知事は、第1項に規定する者の中次に掲げる者については、 前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居 させることができる。 (1)～(4) 略 <u>(5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第2条第1項に規定する中国残留邦人等</u> (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 略	(入居者の選考) 第7条 略 2及び3 略 4 知事は、第1項に規定する者の中次に掲げる者については、 前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居 させることができる。 (1)～(4) 略 <u>(5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第2条第1項に規定する中国残留邦人等</u> (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略

(12) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成14年法律第143号）第3条第2項に規定する帰国被害者等

別表第1（第2条の2関係）

名 称	位 置
略	
高山団地	岩美郡岩美町大字高山
略	

別表第2（第26条関係）

名 称	管理代行市町村
略	
土師百井団地 宮岡団地 船岡団地 丸山団地 隼団地 北山団地 中 南団地 八東第2団地	八頭町

別表第1（第2条の2関係）

名 称	位 置
略	
高山団地	岩美郡岩美町大字高山
若葉団地	八頭郡若桜町大字浅井
略	

別表第2（第26条関係）

名 称	管理代行市町村
略	
土師百井団地 宮岡団地 船岡団地 丸山団地 隼団地 北山団地 中 南団地 八東第2団地	八頭町
若葉団地	若桜町

略

略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正は、平成21年1月1日から施行する。